

（長さ、幅及び高さ）

第二条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）十二メートル、幅二・五メートル、高さ三・八メートルを超えてはならない。

- 2 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに第四十四条第五項の装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。

（長さ、幅及び高さ）

第6条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一 空車状態

二 はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

三 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態

四 車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。

一 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（細目告示別添52 4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。以下第22条第4項第9号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

3 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態

二 後写鏡及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態

第2章 自動車の保安基準の細目

第2節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

- 一 空車状態
 - 二 はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態
 - 三 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態
 - 四 車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。
- 2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。
- 一 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
 - 二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）これに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
 - 三 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離
- 3 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。
- 一 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態
 - 二 後写鏡及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.10.15】〈第二節〉第 84 条（長さ、幅及び高さ）

（長さ、幅及び高さ）

第162条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一 空車状態

二 はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態

三 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態

四 車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第215条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第178条第4項第11号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

3 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態

二 後写鏡及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態